

●香川県告示第392号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成26年11月14日から同月28日まで西かがわ漁業協同組合において縦覧に供する。

平成26年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市室本町378番地4

合田 誠志

観音寺市室本町291番地2

松岡 武志

観音寺市観音寺町甲4047番地123

合田 啓城

2 加入区の名称

室本加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

西かがわ漁業協同組合